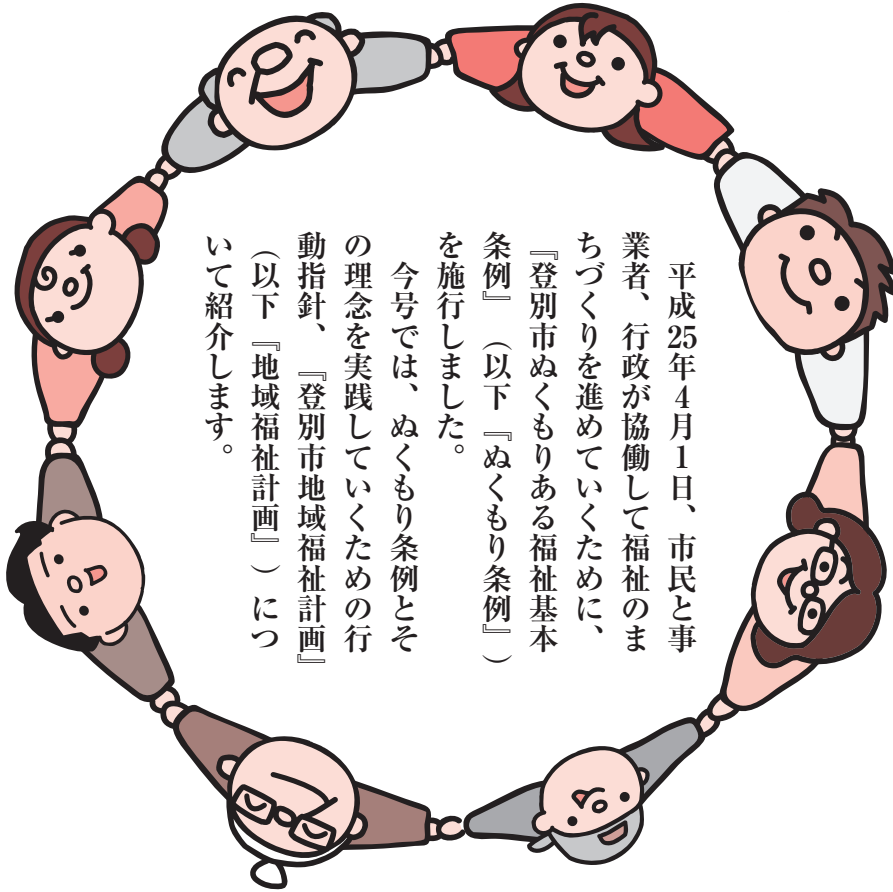


ぬくもりある福祉基本条例と 地域福祉計画

共に、 生きる



平成25年4月1日、市民と事業者、行政が協働して福祉のまちづくりを進めていくために、『登別市ぬくもりある福祉基本条例』（以下『ぬくもり条例』）を施行しました。

今号では、ぬくもり条例とその理念を实践していくための行動指針、『登別市地域福祉計画』（以下『地域福祉計画』）について紹介します。

福祉のまちづくりの推進

Qなぜ、ぬくもり条例と地域福祉計画が必要なの？

Aこの条例と計画は、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるような『福祉のまちづくり』を進めていくために作成しました。

近年、人と人とのつながりの希薄さなどを一因として、高齢者や障がい者が地域から孤立するといった事案が多く発生し、社会問題となっています。

高齢者も子どもも、障がいのある方もない方も、女性も男性も、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を送るためには、お互いの人権と価値観を尊重し、共に支え合い、助け合う『福祉のまちづくり』が必要です。

市は、このことを皆さんと共有し、福祉のまちづくりを進めていくために、基本的理念である『ぬくもり条例』を制定し、平成25年4月1日に施行しました。

併せて、ぬくもり条例の理念に基づき、地域において主体的に支え合い活動を実践していく

ための行動指針として、『地域福祉計画』を策定しました。

みんなで作る 福祉のまちづくり

Qぬくもり条例と地域福祉計画はどのようにできたの？

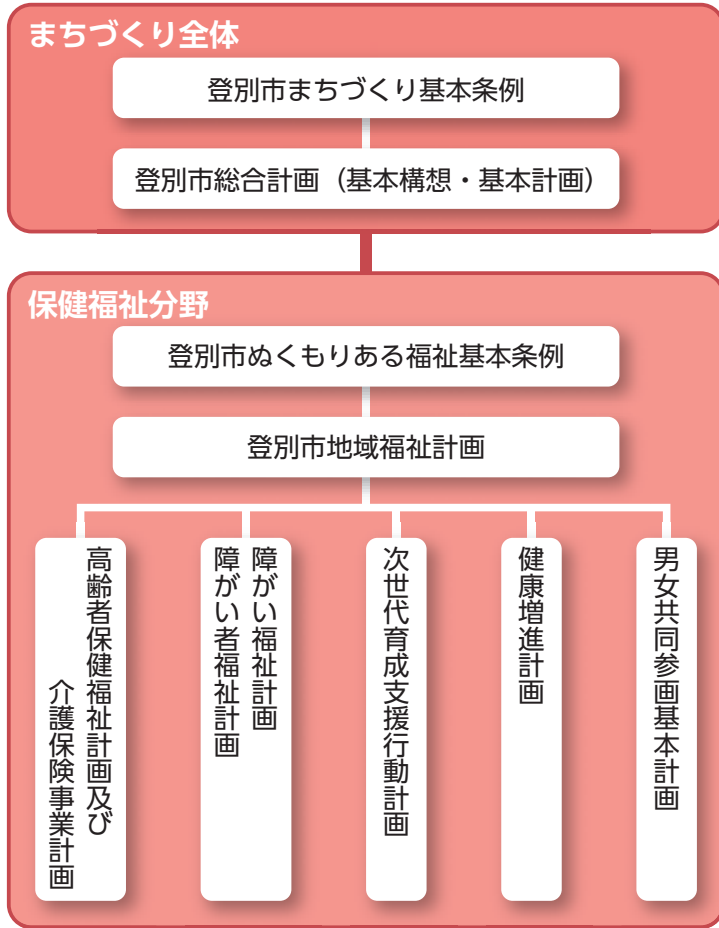
A市民や福祉関係者などからの意見を基に作成しました。

市は、ぬくもり条例と地域福祉計画の内容の検討にあたり、市民や福祉関係者などから多くの意見を伺うため、『登別市福祉のまちづくり検討委員会』と高齢者部会、保健部会、障がい者部会、子育て部会、男女共同部会、生活支援部会の6部会で構成される『検討委員会作業部会』を設置しました。

総勢51人の参画のもと、平成23年1月から平成24年6月までの間に各種会議を45回重ね、ぬくもり条例と地域福祉計画の素案を作成し、平成24年6月29日に、同検討委員会から市長に素案が提出されました。

市は、この素案を基に庁内で検討と調整を行い、意見公募制度を実施した上で、ぬくもり条例を制定し、地域福祉計画を策定しました。

ぬくもり条例と地域福祉計画の位置づけ



福祉分野の最高規範 ぬくもり条例

市のまちづくり全体に関する最高規範は、『登別市まちづくり基本条例』で、平成17年に制定されています。

ぬくもり条例は、市の保健福祉分野における最高規範という位置付けになります。

また、地域福祉計画は保健福祉分野のマスタープラン（基本

計画）として、数値目標を持った各個別計画の上位に位置し、各個別計画の理念を相互に関連付ける計画となります。

なお、個別計画には、従来から保健福祉分野の計画として策定してきたもののほかに、地域福祉の推進には、男性も女性も共に地域社会の生活課題に目を向けて、さまざまな活動に参画していくことが必要なことから、男女共同参画基本計画も含めています。

福祉基本条例の概要

前文

- 第1条 目的
- 第2条 基本理念
- 第3条 定義
- 第4条 市民の責務
- 第5条 事業者の責務
- 第6条 市の責務
- 第7条 施策の基本方針
- 第8条 情報の提供
- 第9条 推進体制の整備
- 第10条 財政上の措置
- 第11条 意識の啓発
- 第12条 福祉教育の充実
- 第13条 交流の促進
- 第14条 男女共同参画社会の形成
- 第15条 就業機会の促進
- 第16条 防災上の相互支援
- 第17条 防犯活動の推進
- 第18条 人権擁護意識の啓発等
- 第19条 地域福祉の推進
- 第20条 地域福祉計画に定める基本的事項
- 第21条 委任

登別市ぬくもりある福祉基本条例

目的

ぬくもり条例は、前文のほか21条で構成されていますが、ここでは、第1条、第2条、第4条、第5条、第6条を紹介しします。

解説

第1条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、その基本理念及び基本的事項を定めるとともに、市民、事業者及び市の役割を明らかにすることにより、福祉のまちづくりを市民、事業者及び市が協働で推進し、市民誰もが安心して暮らすことができる地域社会を築くことを目的とする。

この条は、条例制定の目的を示したもので、市民や事業者、市が協働して、誰もが安心して暮らせる地域社会を築くことが目的であることを定めています。

基本理念

第2条 福祉のまちづくりの基本理念は、次に掲げるものとし、

市民、事業者及び市は、この理念に基づき、協働して福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

(1) 市民は、地域社会の一員として尊重され、生涯を通じて自らの尊厳を保ち、互いに認め合いながら自立していくよう努めなければならない。

(2) 事業者は、地域社会の一員として自己の能力を発揮し、互いに協力して、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に努めなければならない。

(3) 市は、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現のため、公平性及び公益性に重きを置き、必要な施策を総合的かつ効果的に実施するよう努めなければならない。

(4) 市民、事業者及び市は、行動を妨げる偏見等の心理的障壁や建物等における物理的障壁の除去に取り組み、市民が自らの意思で自由に行動し、

社会参加できる環境づくりの推進に努めなければならない。

解説

この条は、基本理念を明らかにし、これに基づき市民、事業者、市が協働して福祉のまちづくりを推進しなければならないことを定めています。

市民の責務

第4条 市民は、一人ひとりが

まちづくりの主体であることを自覚し、福祉のまちづくりについて理解を深め、積極的に取り組むとともに、互いに協力して福祉のまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、生涯を通じて自らの尊厳を保ち、互いを尊重しながら、自立していくよう努めなければならない。

3 市民は、誰もが安全かつ円滑に公共的施設等を利用することを妨げてはならない。
4 市民は、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

解説

この条は、市民の責任、役割などを定めています。



事業者の責務

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、

地域社会の一員であることを自覚し、事業者としての専門性を活かして福祉のまちづくりに積極的に取り組むとともに、互いに協力して福祉のまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等について、すべての人が安全かつ容易に利用できるよう、その整備に努めなければならない。
3 事業者は、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に

協力するよう努めなければならない。

解説

この条は、事業者の責任、役割などを定めています。



地域社会の一員として、お互いに協力しながら福祉のまちづくりに貢献すること、すべての人の利用に配慮した公共的施設などの整備に努めることなどが示されています。

市の責務

第6条 市は、市民及び事業者

の参加と協力のもとに、公平性及び公益性に重きを置き、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

2 市は、福祉のまちづくりに関する施策に、市民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。
3 市は、市民及び事業者の福

祉のまちづくりに関する活動に対し、必要に応じて支援及び協力するよう努めなければならない。

4 市は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等について、すべての人が安全かつ容易に利用できるよう、その整備に努めなければならない。

5 市は、福祉のまちづくりのために広域的な取組を必要とする施策について、国及び北海道その他の地方公共団体（以下この項において「国及び北海道等」という。）と連携して、その推進に努めるとともに、必要に応じて国及び北海道等に対し、制度の改善その他必要な措置を要請するものとする。

解説

この条は、市の責任、役割などを定めています。

市は、福祉のまちづくりに関する施策を実施すること、市民や事業者の福祉のまちづくりに関する活動に対して支援、協力することなどが示されています。



地域福祉計画

『地域福祉』とは、地域社会を基盤として、行政をはじめ社会福祉協議会、民生委員、福祉関係事業者、NPO法人やボランティア団体、地域住民や地域団体などのさまざまな主体が協力し、共に支え合う地域社会を形成しようとする取り組みのことです。

これは、『福祉』をある特定の方だけに必要なサービスと考えるのではなく、地域全体で地域住民を支え合う仕組みをつくりあげることと言えます。

地域福祉計画は、地域福祉を推進するための計画であり、計画期間を平成25年度から平成27年度までの3年間として策定しています。

なお、社会福祉協議会が策定している地域福祉実践計画『きずな』との連携も考慮した計画となっています。

基本方針

温(ぬく)もりあるまちづくり

福祉のまちづくり

『温もり』を合言葉に、市民

一人ひとりが、地域の生活課題の解決に主体的に取り組むことにより、温かみがあり、心が通い合った地域社会をつくりあげることが目指すものです。

基本目標とそれぞれの取り組み

基本方針を実現するための7つの基本目標と、その基本目標を達成するための具体的な取り組みを設定しています。

地域福祉を推進するための取り組みを実践するには、『自助・共助・公助』に基づく役割分担を理解することが必要です。

自助とは、市民一人ひとりが努力すること、共助とは、地域全体で支え合い、実現していくこと、公助とは、市(行政)が責任を持って行うことで、地域福祉計画では、基本目標を達成するためのそれぞれの取り組みを『市民、事業者、社会福祉協議会、市』の4者に区分して整理しています。

ここでは、市民の取り組みの一部を紹介します。

7つの基本目標と市民の取り組み (一部)

① 共に支え合うまちづくり

・あいさつや声掛けを行い、隣近所との関わりを強めます。
・地域社会の一員として、ボランティア活動に参加します。

② のびやかな人生が息づくまちづくり

(高齢者福祉に関すること)

・支援が必要な方を見かけた場合には、地域包括支援センターや民生委員に連絡します。
・高齢者自ら、生きがいを感じられる場を探します。

③ 健康を守り育てるまちづくり

・定期的に健康診査などを受診し、健康状態を確認します。
・心の健康維持のため、趣味や地域活動などの生きがいづくり活動を行います。

④ やさしさに満ちたまちづくり

(障がい者福祉に関すること)

・講演会などに参加し、障がいや障がいのある方に対する理解を深めます。
・障がいのある方も気軽に参加できるような地域行事をつくります。

⑤ 安心して子どもを産み、健やかに育つまちづくり

・子育てをしている方の話し相手になり、子育てに関する知識や情報を交換します。
・日ごろから、親子で地域との関わりを持つようにします。

⑥ 男女が共に参画するまちづくり

・講演会などに参加し、男女共同参画に関する理解を深めます。
・家庭内の家事、育児、介護などの場面において、性別による固定的な役割分担意識を解消するようにします。

⑦ 安全で安心して暮らせるまちづくり

・町内会活動やサロン活動などを通じて連帯を強め、お互いを見守ります。
・日ごろの近所付き合いの中から、災害時にも協力し合えるような関係をつくります。

このように、『それぞれの取り組み』は新たに何か難しいことを始めるということではなく、普段の生活における支え合い活動の一端としての取り組みという視点で整理したものです。
今後、市は、ぬくもり条例の理念と地域福祉計画に基づき、福祉のまちづくりを進めていきますので、市民の皆さんのご協力をお願いします。

なお、『ぬくもり条例』と『地域福祉計画』は、市ホームページに掲載しているほか、市役所1階市民コーナーや各支所、市民会館などの公共施設に備え付けていますのでご覧ください。

問い合わせ
社会福祉グループ
(☎851911)